平成２４年（フ）第８５７号
愛知県日進市藤塚５丁目256番地
債務者　服部　将也
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３５号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地２号棟105号
債務者　久米　政弘
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　淳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１１号
札幌市厚別区厚別南２丁目17番17号　ドミールひばりが丘201号
債務者　立花　　渉
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木貴教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８号
愛知県額田郡幸田町大字大草字塔ノ元５番地１
債務者　廣田　　稔
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６０１号
名古屋市熱田区白鳥２丁目12番４号　ハーモニアス白鳥301号
債務者　安田　　櫻
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　雅範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９６号
北海道釧路郡釧路町中央３丁目７番地
債務者　進藤　　昇
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０号
三重県尾鷲市早田町335番地２
債務者　東　　宏重
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第２１号
三重県松阪市駅部田町1286番地１　メゾンドゥ・スタシオン206号
債務者　中川都貴子
1　決定年月日時　平成24年５月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４０号
静岡県熱海市伊豆山1173番地の13　県住宅６－402、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1698番地の８
債務者　山本　伸哉
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
静岡県駿東郡清水町的場98番地の１　ルミエールハイツＢ301、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1698番地の８
債務者　山本英理子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目10番地５　沖縄タオル工業第２ビル501
債務者　宮井　琢磨
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４９２号
北海道江別市上江別464番地の１　エステリオン102
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４９３号
北海道江別市上江別464番地の１　エステリオン102
債務者　佐々木里華
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６号
北海道恵庭市漁町337番地
債務者　長田　光正
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目11番29―803号
債務者　志津野竜也
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０５号
北海道北広島市輝美町５番地１　Ａ４―104
債務者　坂上　晃一
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部